

岩手県告示第487号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第389号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成27年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市西見前18地割
- 2 実施した期間 平成26年5月8日から同年9月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正作業及び基準点設置作業）